

議案第 6 号

京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例を別記のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）第 5 1 条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の一部改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体等が個人情報の保護に関する法律の適用対象となり、同法において条例で定めることとされている事項を定める必要があることから、本条例を制定するものである。

(別記)

京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長並びに財産区をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の負担をしなければならない。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により訂正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年京丹後市条例第12号)第1条に規定する京丹後市情報公開・

個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（京丹後市個人情報保護条例の廃止）

第2条 京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号）は、廃止する。

（京丹後市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の京丹後市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条又は第14条第3項の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第17条第1項若しくは第2項（旧条例第31条第2項及び第38条第2項において準用する場合を含む。）、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例に

よる。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（京丹後市情報公開条例（平成16年京丹後市条例第7号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により、特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行前において法人（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者であった者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年京丹後市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）

第2条第1号」を「並びに京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和●年京丹後市条例第●号）第2条第2項」に改

め、「実施機関」の次に「及び京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例（令和●年京丹後市条例第●号）第1条に規定する議会」を加え、同項第2号から第6号までを削り、同項第7号中「個人情報保護条例第43条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第8号及び第9号を削り、同項に次の3号を加える。

(3) 京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条に規定する特に必要であると認める事項

(4) 京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項に規定する審査請求に関する事項

(5) 京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例第50条に規定する特に必要であると認める事項

第3条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定により委嘱した委員のほか、専門的な知見を聴取する必要があると認めるときは、専門的な知見を有する者を臨時の委員として委嘱することができる。この場合において、臨時の委員は、第1項に規定する7人以内に含めないものとする。

第6条第1項中「個人情報保護条例第2条第3号」を「個人情報の保護に関する法律第60条第1項」に改め、「に規定する保有個人情報」の次に「及び京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報」を加える。

（京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第6条 京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年京丹後市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条中「京丹後市個人情報保護条例（平成17年京丹後市条例第11号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年京丹後市条例第12号)新旧対照表【附則第5条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成17年3月30日 条例第12号</p> <p>第1条 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(京丹後市情報公開条例(平成16年京丹後市条例第7号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関及び京丹後市個人情報保護条例(平成17年京丹後市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関_____をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 情報公開条例第19条第1項に規定する情報公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求に関する事項</p> <p>(2) <u>個人情報保護条例第5条第2項第6号及び第4項に規定する個人情報の収集の制限に関する事項</u></p> <p>(3) <u>個人情報保護条例第7条第2項第6号に規定する個人情報の利用及び提供の制限に関する事項</u></p> <p>(4) <u>個人情報保護条例第8条に規定するオンライン結合による提供の制限に関する事項</u></p> <p>(5) <u>個人情報保護条例第16条第5項に規定する個人情報取扱事務の登録に関する事項</u></p> <p>(6) <u>個人情報保護条例第29条第3項に規定する保有個人情報の取扱いに関する情報の提供に関する事項</u></p> <p>(7) <u>個人情報保護条例第43条第1項_____に規定する開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求に関する事項</u></p>	<p>京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成17年3月30日 条例第12号</p> <p>第1条 (略) (所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関(京丹後市情報公開条例(平成16年京丹後市条例第7号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関並びに京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和●年京丹後市条例第●号)第2条第2項_____に規定する実施機関及び京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例(令和●年京丹後市条例第●号)第1条に規定する議会をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 情報公開条例第19条第1項に規定する情報公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求に関する事項</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求に関する事項</u></p>

現行	改正案
<p>(8) <u>個人情報保護条例第48条に規定する事業者への是正勧告に関する事項</u></p> <p>(9) <u>個人情報保護条例第49条に規定する事実の公表に関する事項</u></p> <p>2 (略) (組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3～6 (略)</u> 第3条～第5条 (略) (審査会の調査権限)</p> <p>第6条 審査会は、第2条の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報 をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(3) <u>京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条に規定する特に必要であると認める事項</u></p> <p>(4) <u>京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項に規定する審査請求に関する事項</u></p> <p>(5) <u>京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例第50条に規定する特に必要であると認める事項</u></p> <p>2 (略) (組織及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、前項の規定により委嘱した委員のほか、専門的な知見を聴取する必要があると認めるときは、専門的な知見を有する者を臨時の委員として委嘱することができる。この場合において、臨時の委員は、第1項に規定する7人以内を含めないものとする。</u></p> <p><u>4～7 (略)</u> 第3条～第5条 (略) (審査会の調査権限)</p> <p>第6条 審査会は、第2条の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は保有個人情報(個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報及び京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2～4 (略)</p>

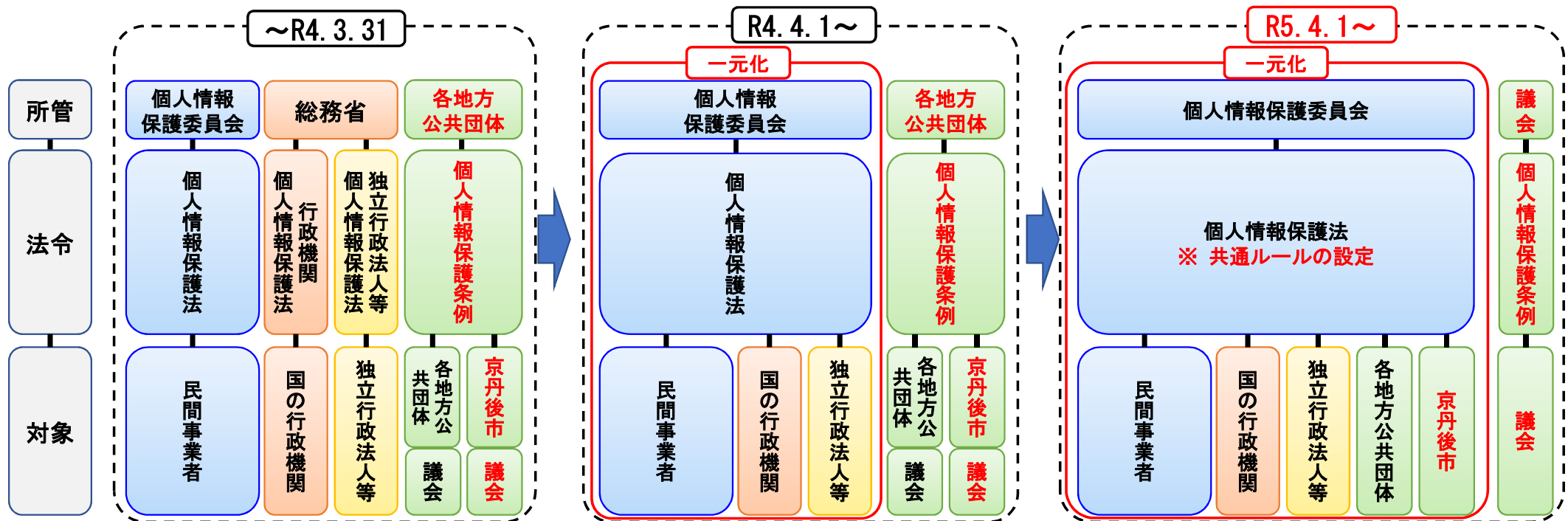
現行	改正案
第7条～第15条 (略)	第7条～第15条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>

京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年京丹後市条例第25号)新旧対照表【附則第6条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 平成17年6月27日 条例第25号</p> <p>第1条～第9条 (略) (秘密保持義務)</p> <p>第10条 指定管理者及びその管理する施設の管理の業務に従事している者は、その管理する施設の管理の業務を行うに当たっては、<u>京丹後市個人情報保護条例(平成17年京丹後市条例第11号)</u>の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>第11条・第12条 (略)</p>	<p>京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 平成17年6月27日 条例第25号</p> <p>第1条～第9条 (略) (秘密保持義務)</p> <p>第10条 指定管理者及びその管理する施設の管理の業務に従事している者は、その管理する施設の管理の業務を行うに当たっては、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

1. 個人情報保護制度の全体像

- 本市の個人情報保護制度は、京丹後市個人情報保護条例に基づき運用している。また、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等は、それぞれに適用される法に基づき運用をされてきた。
- 異なる規定に基づく運用により、デジタル化に対応した「個人情報保護」と「情報の利活用」の支障となっていた。
- 個人情報保護法(民間事業者適用)、行政機関個人情報保護法(国の行政機関適用)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等適用)の3本の法律が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体で独自に定める個人情報保護条例についても統合後の個人情報保護法において**全国的な共通ルール**が規定された。【議会を除く。】
- 個人情報保護制度についての全体の所管が**個人情報保護委員会に一元化**。
- 地方公共団体に係る規定は、**令和5年4月1日施行**。



2. 今後の個人情報保護制度について

<現行>

京丹後市個人情報保護条例

定義 第2条

実施機関の責務 第3条

個人情報等の取扱い 第5条～第15条

個人情報取扱事務登録簿 第16条

保有個人情報開示等請求 第17条～第42条

審査請求 第42条の2～第44条

事業者等の個人情報保護 第46条～第51条

罰則 第58条～第62条

所管：京丹後市

《新制度(執行機関)》

個人情報の保護に関する法律

定義 第2条・第60条

地方公共団体の責務 第5条

個人情報等の取扱い 第61条～第73条

保有の制限、安全管理措置、利用・提供の制限等

個人情報ファイル簿 第74条～第75条

事務を行うための個人情報の集合物で、特定の個人を検索できるように体系的に構成したもの

保有個人情報開示等請求 第76条～第103条

開示等の請求権・要件、手続、非開示情報

審査請求 第104条～第107条

行政機関匿名加工情報 第109条～第123条

特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報

事業者等の個人情報保護 第13条・第14条
第16条～第59条、第146条～第155条

罰則 第176条～第185条

所管：個人情報保護委員会

京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)

定義 第2条

実施機関：現行条例の定義から、議会を除き、財産区を加える。

開示等請求 第3条～第7条

開示請求に係る手数料及び現行の各決定期限

- 開示等期限：15日以内(30日延長可)
- 開示手数料等：無料(実費徴収)
- 訂正等期限：15日以内(30日延長可)
- 利用停止等期限：15日以内(30日延長可)

専門的意見の聴取 第8条

条例の改廃、安全管理措置の基準、取扱いに関する運用上の細則

京丹後市個人情報保護条例の廃止 附則

《新制度(議会)》

京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例(案)

定義 第2条

議会の責務 第3条

個人情報等の取扱い 第4条～第16条

保有の制限、安全管理措置、利用・提供の制限等

個人情報ファイル簿 第17条

事務を行うための個人情報の集合物で、特定の個人を検索できるように体系的に構成したもの

保有個人情報開示等請求 第18条～第43条

開示等の請求権・要件、手続、非開示情報

審査請求 第44条～第46条

専門的意見の聴取 第50条

罰則 第53条～第57条

所管：議会

3. 京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例案について

条	見出し等	内 容	(参考)
第1条	趣旨	法の施行に関し必要な事項を定める。	
第2条	定義	法において使用する用語のほかに、「 実施機関 」について定める。	
第3条	開示決定等の期限	保有個人情報の開示決定等の期限について、 京丹後市個人情報保護条例の期限に合わせ、法に規定された期限を短縮する。 【市15日(国30日)、延長30日(国30日)】	法第83条 法第108条
第4条	開示決定等の期限の特例	開示決定等の期限を延長してもなお開示決定等が困難な場合において、延長した期限内に相当の部分の開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。 【市45日(国60日)】	法第84条 法第108条
第5条	開示請求に係る手数料等	京丹後市個人情報保護条例同様、保有個人情報の開示に係る 手数料は無料 とし、公文書の写しの作成及び送付に要する費用を 実費徴収 する。	法第89条
第6条	訂正決定等の期限	保有個人情報の訂正決定等の期限について、 開示決定等(第3条)の期限に合わせ、法に規定された期限を短縮する。 【市15日(国30日)、延長30日(国30日)】	法第94条 法第108条
第7条	利用停止決定等の期限	保有個人情報の利用停止決定等の期限について、 開示決定等(第3条)の期限に合わせ、法に規定された期限を短縮する。 また、正当な理由があるときは、 15日延長 することができる。 【市15日(国30日)、延長30日(国30日)】	法第102条 法第108条
第8条	審査会への諮問	個人情報の適正な取扱いを確保するため、京丹後市情報公開・個人情報保護審査会に対し、専門的な知見に基づく意見を聴くことができる。	法第129条
第9条	委任	第5条の費用の納付の方法及び各種手続に係る様式について、規則で定める。	
附 則	施行期日 経過措置	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日から施行する。 京丹後市個人情報保護条例(平成17年京丹後市条例第11号)を廃止する。 京丹後市個人情報保護条例の規定によりなされた請求等の手続に係る処理は、従前の例による。 京丹後市個人情報保護条例の規定により知り得た情報に係る適正な取扱い及び守秘義務は、従前の例による。 京丹後市個人情報保護条例の規定による不正利用又は違反行為をした場合の罰則については、従前の例による。 	

4. 関係条例の整備案について

(1) 京丹後市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年京丹後市条例第12号）の一部改正

改正条	形態	内容
第2条(所掌事務)	事務の見直し	<ul style="list-style-type: none">引用している京丹後市個人情報保護条例を削り、新たに制定する2条例（京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例及び京丹後市議会個人情報の保護に関する条例）を引用する。法の規定によることとなる審査会の所掌事務を削る。京丹後市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条に規定する特に必要であると認める事項を加える。京丹後市議会個人情報の保護に関する条例第45条第1項に規定する審査請求に関する事項及び第50条に規定する特に必要であると認める事項を加える。
第3条(組織及び委員)	臨時の委員の設置	専門的な知見を聴取する必要があると認めるときは、専門的な知見を有する者を臨時の委員として委嘱する規定を加える。
第6条(調査権限)	条文の整理	引用している京丹後市個人情報保護条例を削り、法及び京丹後市議会の個人情報の保護に関する条例を引用する。

(2) 京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年京丹後市条例第25号）の一部改正

改正条	形態	内容
第10条(秘密保持義務)	条文の整理	引用している京丹後市個人情報保護条例を削り、法を引用する。

(参考) 法律施行条例案に係る関係条文

(開示決定等の期限)

法第83条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内になしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

法第84条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料)

法第89条

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

(訂正決定等の期限)

法第94条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

法第102条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(条例との関係)

法第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

法第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(参考) 個人情報保護に関する法律における議会の適用

- 国会や裁判所と同様、議会においては、**自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいこと**から、法が定める地方公共団体の機関から議会は除外され、規定の適用対象とされない。
- ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の**議会が含まれる**。
 - ・ 国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法律第2章）
 - ・ 個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法律第3章）
 - ・ 行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法律第69条第2項第3号）

※ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
（令和4年2月_個人情報保護委員会事務局）P14、P26～27より引用

（定義）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第13条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第14条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。